

令和6年第4回定例会 柏野議員一般質問
 【障がい者の人権を守ることは行政の責務】の部分抜粋議事録

日 時	令和6年11月29日	開 会		
		閉 会		

会 議 の 経 過 事 項

柏 野 議 員 5. 56	<p>大項目の2点目、障害者の人権を守ることは行政の責務について伺います。</p> <p>第2回定例会から質問している障害者就労支援事業所の工賃未払いに関して、障害者総合支援法は、第48条で市町村長による報告や調査などについて規定をしています。</p> <p>この規定について逐条解説、障害者総合支援法第2版中央法規では、都道府県知事または市町村長の指定事業者等に対する調査権限を定めているものであるとして、都道府県知事については指定事業者等の指定を行うこととされていること、市町村長については、介護給付費等の支給に係る指定障害福祉サービス等を行った指定事業者等について、指定基準に従い適正な事業の運営を行っていないと認めるときは、都道府県知事に対して通知を行わなければならないものとされていることから、都道府県知事および市町村長がこれらの業務を適正に行うため、報告徴収等、必要な調査を行うことができるものとしたものであるとしています。</p> <p>第2回定例会の一般質問において保健福祉部長は、B型事業者の指定権者につきましてはご案内の通り、事業者の所在地が政令指定都市または中核市であれば市、それ以外は都道府県となっております、こちらの方につきましては石狩振興局で調査を行ったかどうかというところにつきましては把握はしておりませんと答弁しており、調査の必要に関しても必要であったか否かにつきましては、元となる工賃の未払いとなった事業の関係もごございますので、必要かどうかと言われれば必要かと考えますけれども、一方の同指定の事業の話が大きかったということもありまして、現在の対応となっているところをございますと答弁しており、調査の必要性を認めながらも、市町村の責務が果たされておられません。</p> <p>改めて障害者総合支援法第10条、または第48条に基づく調査を行い、第49条第6項に基づく北海道への通知や、第8条に基づく不正利得の徴収を行うべきだと思いますが、ご所見を伺います。</p> <p>また、障害者総合支援法が定める市町村の責務を果たされているのか伺います。</p> <p>以上、壇上からの質問といたします。</p>
伊東保健福祉部長 11. 58	<p>私からは、障害者就労支援事業所の工賃未払いに関する障害者総合支援法に基づく調査、北海道への通知、不正利得の徴収、並びに障害者総合支援法が定める市町村の責務についてお答えをいたします。</p>

初めに、同法第 10 条に基づく障害福祉サービス事業者に対する報告徴収等の必要な調査についてであります。まず答弁の前提といたしまして、工賃の未払いと障害福祉サービスの報酬の関連について、所管庁である石狩振興局に確認を行ったところ、障害福祉サービスの報酬については、障害福祉サービスの利用に対して事業所に支払われており、事業所による利用者への工賃未払いについては、法人の運営に関する欠損であり、障害福祉サービスの提供に基づく報酬の支払いとは別の問題であるとの回答を得ております。

本市におきましては、本案件に係る法律に基づく特段の調査は実施していませんが、石狩振興局の回答にあるように、工賃の未払いは、自立支援給付費の不正利得には当たらないものとされていることから、同法第 10 条に基づく障害福祉サービス事業者に対する報告徴収等の必要な調査を行うべきということには当たらないものと考えております。

次に、同法第 48 条に基づく報告徴収等の必要な調査についてであります。石狩振興局では電話、メール、郵便、訪問などの手段により、代表取締役への接触を試みたものの、事業所も閉鎖されており、代表取締役との交渉はかなわなかったことから、同法第 48 条に基づく調査の実施については、その前段階で困難な状況であったとのことであり、本市におきましても、代表取締役へ接触できない状況下にあっては、同法第 48 条に基づく調査等を行うことは困難であると認識しているところであります。

次に、同法第 49 条第 6 項に基づく北海道への通知義務についてであります。本市障害福祉課が代表取締役から事業所を運営できないため休止するとのメールを受信したのが令和 5 年 10 月 14 日であり、同月 16 日には、石狩振興局へこの内容に関する連絡を行った他、続く同月 18 日には障がい福祉課担当職員が、石狩振興局から当該事業所の工賃未払いに関する情報提供を受けていることから、石狩振興局はこの時点で本事案については把握していたものであります。

このように、昨年 10 月時点で、石狩振興局が本事案について把握していたとの事実があり、これに加えて、石狩振興局とは、記録に残る書面や電子メール等による相互連絡を行っていることから、本市が新たにまた改めて同法第 49 条に基づく北海道への通知を行う必要がなかったものと考えており、相互連絡の中でその役割は果たしていたものと考えております。

次に、同法第 8 条に基づく不正利得の徴収についてであります。同法第 8 条第 1 項においては、市町村は偽り、その他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者からその自立支援給付の額に相当する金額の全部、または一部を徴収することができることとされており、自立支援給付費についての規定となっております。

工賃の未払いと障害福祉サービスの報酬の関連については、先ほどお答えいたしました通り、所管庁である石狩振興局からの回答で、事業所による利用者への工賃未払いについては法人の運営に関する欠損であり、障害福祉サービスの提供に基づく報酬の支払いとは別の問題であるとされていることから、当該事業所による工賃

	<p>未払いに関しては、自立支援給付費の不正利得には当たらないものと考えております。</p> <p>最後に、障害者総合支援法が定める市町村の責務についてであります。障害者総合支援法第2条第1項の2では、市町村の責務として障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査および指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されております。</p> <p>本市におきましては、この規定に逸脱することなく業務を遂行しているものと認識していることから、同法に定める責務につきまして果たしているものと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>柏野議員 52.30</p>	<p>最後、障害者の人権を守ることにしてお話をしていきたいと思いますが、最初のご答弁の中で非常に私は不満があります。</p> <p>第2回定例会の中でお聞きをしたときに、私としては、いつその工賃の未払いについて把握をしたのかという質問をしました。そのときのご答弁としては、12月に把握をしたというような答弁をしてるわけですよ。</p> <p>でも今の答弁の中では、そうじゃないですよ、10月の時点で把握をした。そんなことを第2回定例会ときは言っていないわけですよ。そうすると議論の前提が全く変わってくるんですけど、これ答弁訂正しなきゃいけないんじゃないですか。</p>
<p>伊東保健福祉部長 53.25</p>	<p>ただいま御指摘いただきました第2回定例会での私の答弁と、先ほどの答弁のご質問かと思えます。本年第2回の定例会におきましては、まず当該事業所の閉鎖について市が把握した時期を令和5年10月14日付の当該事業所の代表取締役からのメールによって情報入手したということをお答えをし、次いで工賃の未払いについての対応を12月1日の相談から行ったという事実についてお答えをしたところでございます。</p> <p>この今回の答弁、先ほど壇上でさせていただきました答弁におきましても、令和5年10月の動きの事実について、改めてご質問いただきましたので、改めてお答えをしたところでございまして、ただいまご質問の中にございました本年第2回定例会での答弁と違うのではないかと、全体が食い違っているというようなご指摘は当たらないものと認識しておりますことから、第2回定例会での私の答弁について訂正を行うということは考えておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>柏野議員 54.54</p>	<p>全然よくわからなくてですね、第2回定例会の通告書で書いてあるのは、市はその事実をいつ把握して、それに対してどのように対応してきたのか、今後の対応について伺いますということをお願いしてあります。</p> <p>でも今のご答弁だったら12月に把握したっていうふうにはしか聞こえないんですね。だからもしそうじゃないんだとしたら、そのような答弁というのは、そもそも通</p>

	<p>告に対する答弁としては不適切だというふうに思います。</p> <p>全体を通して、この間ですね何度かこれやり取りさせていただいて、本当に地方公務員法で定められている、全体の奉仕者として仕事をしているのかというところを私すごく疑問があります。</p> <p>地方公務員法では、全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないというふうに定められていて、サービスの宣誓についても31条で規定されています。</p> <p>ここでいう公共の利益っていうのは、その障害者の権利を守って、法律を守らなかった行為に対しては厳正に対処していくっていうことが、公共の利益ではないんでしょうか。そのために全力を尽くすっていうことを宣誓してるんだとするならば、今答弁されているようなこと、これまでその対応してきたことっていうのは、こういった地方公務員法に則っている適正な対応だというふうに考えるんでしょうか。</p>
伊東保健福祉部長 56. 35	<p>地方公務員法の例を出していただきましたご質問でございますけれども、こちらのほうも今回通告いただきましたご質問に対しまして、壇上で先ほどご答弁させていただきました通り、本市におきましては、これ障害者総合福祉法ですけれども、のことで冒頭ご答弁差し上げましたが、地方公務員法も含めて逸脱することなく業務を遂行しているものと認識しておりますといった、先ほどのご答弁の通りでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
柏野議員 57. 16	<p>全く納得はできないところです。</p> <p>それで工賃の未払いについては、先ほど最初の答弁の中では10月18日に把握をしていたものということです。</p> <p>この10月18日に把握をしていた工賃の未払いというのは何ヶ月分、何月分の工賃の未払いを把握していたのか伺いたいと思います。</p>
伊東保健福祉部長 57. 40	<p>現在手持ち資料ございませんので、お答えすることはかないません。</p> <p>以上でございます。</p>
柏野議員 長谷議長 伊東保健福祉部長 長谷議長	<p>時間を止めてください。</p> <p>福祉部長、時間が止めれば調べられますか。</p> <p>わかりません。</p> <p>わかりませんですか。暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
長谷議長 1. 03. 36	<p>再開いたします。</p> <p>答弁願います。</p> <p>伊東保健福祉部長。</p>
伊東保健福祉部長	<p>所管で確認させてきたところですね、詳細、全ての詳細は今すぐにはっていうこ</p>

1. 03. 45	<p>と、わからないということでしたが、当事者からのご相談の受ける中では、令和5年9月から10月までの工賃が未払いになっておるといようなご相談内容がございますので、これは全部が全部のなのかっていうところは今すぐにはお答えできませんけれども、相談の中では令和5年9月から10月までの工賃が未払いになっているといような相談を受けているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
柏野議員 1. 04. 30	<p>すごい大事なところなんですけど、その相談を受けたっていう話は前回の答弁でも12月って話ですよ。今ご答弁いただいているのは10月18日の北海道との振興局とのメールのやり取りの中で把握をしたのは、何月分の工賃の未払いを把握したのかお聞きしたいです。</p>
伊東保健福祉部長 1. 04. 50	<p>それにつきましては、今私退席したときの中としては把握はしておりません、把握できておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
柏野議員 1. 04. 59	<p>だとするんだっただすね、10月時点で工賃の未払いがあったと。ただ、何月分の工賃が払われてないのかを把握していない。</p> <p>まさにこれ48条1項を使って、市町村長が市町村が調査をしなきゃいけない案件じゃないんですか。なんでこの時点で調べなかったんですか。</p>
伊東保健福祉部長 1. 05. 25	<p>先ほど冒頭のご答弁でも申し上げましたけれども、同法第48条に基づく報告徴収等の必要な調査につきましては、石狩振興局が様々な手段によって接触を試みたものの、事業所も閉鎖されていたといようなところでございます。</p> <p>振興局からの情報提供の中に、何月分というものがあつたのかどうかというところにつきましては、再度振興局に問い合わせをさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
柏野議員 1. 06. 05	<p>前回の答弁と矛盾してるんですけどね。</p> <p>前回お聞きしたときは、北海道が調査をしたかどうかは把握してないって言ったんですよ。今、北海道がそういうふうな調査の前段階をしたっていう、したからしなかったって言ったんですよ、市町村の調査権と北海道としての調査権は別個にあるっていうのが書いてあるっていうのを通告してるんです。別個にある調査権を何で行使しなかったんですか。</p>
伊東保健福祉部長 1. 06. 30	<p>前回の把握しておりませんというのは、私が把握しておらないということでご答弁差し上げたものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
柏野議員	<p>だから答えてないんですけど、だとしたら何で調査しなかったんですか。</p>

1. 06. 38 伊東保健福祉部長	これ市の調査をなぜ行わなかったかというご質問でよろしいですね。
1. 06. 59 柏野議員	はい、先ほどもご答弁させていただきましたですけれども、石狩振興局のことですね、今ご答弁させていただきましたけれども、障害者総合支援法第 48 条に基づく市の調査、報告徴収等の必要な調査についてでございますけれども、石狩振興局では先ほどらいお話ししておりますけれども、同法第 48 条に基づく調査の実施につきましては、その前段階で困難な状況と考えていたとのごことでございますので、本市におきましても代表取締役への接触できない状況下にあつては、同法第 48 条に基づく調査等を行うことは困難であると認識しているところでございます。 以上でございます。
1. 08. 00 柏野議員	困難な状況だったって言ってるんですけどね。 これ 48 条に基づく調査って、調査を忌避した場合に罰則の規定があるんですよ。罰則の規定があるのに、なんで 48 条に基づく調査ですって言って、出頭を求めたりしなかったんですか。してれば困難だったって話にならないですよ。調査を拒んだとしたならば、49 条に基づく勧告ができたんですよ。 さっき 49 条 6 項の通知を行わなかった理由、北海道のほうがやってたからって言ったじゃないですか。でもそれちゃんと 48 条に基づく調査権限をかけていれば、勧告だってできた、勧告していれば取り消しができた。これ 10 月で把握してたんですよ。事業所の閉鎖 2 月じゃないですか。この間何やってたんですか。警察への被害届提案してる場合じゃないですね、市としての権限を行使しないで、不作為じゃないですか。
1. 09. 05 伊東保健福祉部長	先ほど罰則規定の話もございましたけれども、まず通知のお話ですけれども、市の不作為ではないかということでございましたけれども、石狩振興局が先ほど壇上でもお話させていただきましたけれども、工賃の未払いについては市が知り得る前に、工賃未払いについて知り得ている状態であるため、あえて市から通知する必要がないものと考えております。その中で通知義務、法が要請する通知義務については果たされていたものというふうに考えております。 あと罰則のことはいいですね。 以上でございます。
1. 10. 14 柏野議員	いや、だとしたら、これ北海道が 10 月の時点で工賃の未払いを把握してたのに、勧告や取り消しを行ってないんですよ。北海道が。これ自由裁量じゃないですよ、できる規定だからって自由裁量って話じゃないですよ。その不正の事実を把握しておきながら、本来やらなければいけない権限を行使しなかったのは北海道なんですか。今資料通知出しました、事前に資料を示してました札幌市の取り消し処分です。

	<p>これご覧いただくとわかるんですけど、6月分の未払いがあつて、9月に処分をしてるんですよ。6月分の未払いに対して9月に処分をして、10月から取消してるんですよ。</p> <p>他にも旭川の事例を出してます。旭川も工賃の支払いしなかったことをもって、基準違反、運営基準違反で処分してます。</p> <p>もう一つお示しした資料は東大阪です。東大阪の事例でも、工賃の未払いを理由として人格尊重義務違反で取消処分してるんですよ。</p> <p>これ札幌も東大阪も工賃の未払いを理由として、人格尊重義務違反で障害者総合支援法に基づく取消処分やってんですよ。同じ事案で同じ事例で、期間短いかもしれませんが恵庭市と北海道、何でこれ取り消してないんですか。</p>
<p>伊東保健福祉部長 1. 11. 50</p>	<p>ただいまご質問最後のほうで、恵庭市と北海道はなぜ取り消しをしていないのかというようなご質問ございましたけれども、議員ご承知の通り、認可権者は北海道でございます。</p> <p>今回の資料提供をしていただきました案件につきましては、見させていただきまされたけれども、先ほどもお話ししました通り、本事案に関する行政処分の行為者につきましては、認可権者である北海道でございます。このため資料提供で出させていただきました取り消しなげしなかったのかということにつきましては、本市が答えすべき立場ではないものというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>柏野議員 1. 12. 45</p>	<p>ですから北海道がやらなかったってことなんですけど、そうしますと、10月の18日の時点で工賃の未払いがあつたと。それからすると運営基準違反、その人格尊重義務違反で取り消しになるかもしれない事案です。</p> <p>じゃあこの事業所に対する自立支援給付費の支払いはいつ行われたんですか。9月の工賃が未払いだった。9月分の自立支援給付費はいつ支払われたんですか。</p>
<p>伊東保健福祉部長 1. 13. 25</p>	<p>自立支援給付費の支払いもただいま資料ございませんので、お答えかないませんが、冒頭の答弁でもお話させていただきました通り、工賃の未払いと自立支援給付費の給付は別問題であるというような道の見解もでございますので、それも含みおきいただきたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>柏野議員 1. 13. 58</p>	<p>いやだとすると、それ道の見解がおかしいんですか。そもそも工賃を支払うことっていうのは指定障害福祉サービスの指定基準に入ってるんですよ。指定基準違反で、運営基準違反で取り消し処分されているところがあるのに、指定基準を守っていないところが、だからそこに対して自立支援給付費払っていいって話にならないじゃないですか。だとしたらその道の解釈がおかしいんじゃないんですか。</p> <p>そのことを北海道と連携をして対応していくっていうのであれば、対応しなきゃ</p>

	<p>いけなかったんじゃないんですかね。</p> <p>北海道なのかもしれませんが、だから、事業者から廃止届けが出されて、北海道がなんですんなり受理をしたのか、私は理解ができません。そういった工賃の未払いがあって接触ができない、調査ができない、報告を受けられない、その状態の中で、なぜ廃止届を受理してしまったのか。その前に調査や勧告を行わなければいけなかったとするならば、北海道の対応に不備があったということで良いんでしょうかね。</p> <p>恵庭市としても、その取消事由に該当しているということを把握をしながら今のような理屈で漫然とその自立支援給付費の支払いを行ったということが、私は問題のある支払いだったのではないかというふうに思うんですけども、そこについてお考えを伺います。</p>
<p>伊東保健福祉部長 1. 15. 34</p>	<p>漫然と自立支援給付費を払ったのではないかというようなご質問でございますけれども、こちらのほうにつきましては、先ほどらいもお話しております工賃の未払いと自立支援給付費の給付は別の問題というようなことでございまして、その工賃が未払いの期間に支払われた自立支援給付費については、不当に支払われたものではないかというようなご質問かなと思いますけれども、この件につきましても、石狩振興局へ確認を行いましたところ、当該事業所は利用者に工賃を支払っていない期間があり、そのことが、北海道の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例第 189 条に抵触するのではとの指摘と思われるが、これに関する罰則等はなく、利用者へ工賃を支払わないことを事由に障害者総合支援法第 8 条の偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けたことには当たらないというふうに回答を得ているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>柏野議員 1. 16. 59</p>	<p>総合支援法は 48 条で先ほどからお話しております調査報告の徴取に関しては、指定障害福祉サービス事業者であった者に対しても調査を行うことができることになっています。</p> <p>改めて、この代表の方に事業者であった者に対して、これからでも調査を行って、その調査を忌避するのであれば、その罰則なりという対応をこれからでも求めていくことが必要ではないのでしょうか、伺います。</p>
<p>伊東保健福祉部長 1. 17. 35</p>	<p>法に基づく事業者であった者についても、というご質問でございます。</p> <p>こちらの方ですね、先ほど来もお話しさせていただいておりますけれども、石狩振興局同様、本市におきましても代表取締役への接触ができない状況下であったと。その状況下にあっては調査が困難であったということでお答えをしているところでございます。しかしながら、今後代表取締役との接触が可能となった、なる状況となった際には、石狩振興局と連携の上、市といたしましても可能な調査等を行ってまいりたいというふうに考えております。</p>

<p>柏野議員 1. 18. 32</p>	<p>以上でございます。</p> <p>だからその答弁で、誰も市民は納得できないんですよ。本当に市役所として、その障害者の権利を市民の権利を守るつもりがあるのか、全く理解ができないんですね。</p> <p>市長これでいいんですか。この現状の対応で問題がないというふうに思ってますか。48条に基づく調査権限が少なくても行使をして、それは市の判断でできることですよ。やった上で、今後の対応を考えるべきじゃないですか。</p>
<p>伊東保健福祉部長 1. 19. 05</p>	<p>必要な調査等については行っていきたいというふうに、先ほどご答弁申し上げました。今の代表取締役がどこに居所しているのかというところが、まず大前提になってくると思います。そうしたことも不明な中ではということでもご答弁差し上げましたけれども、繰り返し答弁なりますけれども、調査可能となった場合には、接触が可能となった状況になった場合には、可能な調査等を行ってまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>これをもちまして柏野議員の一般質問は終了いたしました。</p>